

協会けんぽ山形支部からの お知らせ

2024年

10月号

職場内で回覧を
お願いいたします

「資格情報のお知らせ」について

協会けんぽでは、加入者さまに安心してマイナ保険証※をご利用いただくため、加入者さまが加入者資格を簡易に把握して、円滑な健康保険の手続きを可能とするための「資格情報のお知らせ」を9月下旬より順次送付しております。

事業主の皆さま・事業所のご担当者さまにおかれましては、従業員さまへの配布にご理解とご協力をお願いいたします。 ※マイナ保険証とは…マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。

「資格情報のお知らせ」とは？

マイナンバーカードには、従来の健康保険証に記載されている記号・番号や資格取得年月日などの情報が記載されておりません。そのため、保険証廃止後の給付金申請にご活用いただくこと等を目的に、すべての加入者(被保険者・被扶養者)さまに対して、個人単位で発行いたします。なお、退職等の際に当協会へ返納いただく必要はございません。

資格情報のお知らせ	
記号 01010101	番号 0000001 枝番 00
氏名	知の 協会 太郎
生年月日	昭和 40 年 10 月 1 日
資格取得年月日	昭和 60 年 10 月 1 日
保険者番号	01060011
保険者名称	全国健康保険協会 山形支部

●医療機関等受診時の使い方(令和6年12月2日以降使用可能)

カードリーダーを設置していない医療機関や健診機関等でも、マイナンバーカードと併せて提示することで受診できます。(資格情報のお知らせのみでは受診できません。)

●入手方法

【既存加入者(令和6年12月1日以前に加入した方)】: 令和6年9月と令和7年1月の二回に分けて発行

【新規加入者(令和6年12月2日以降に加入した方)】: 資格取得時に自動的に発行

※紛失、棄損された場合は再交付の申請をお願いします。

※氏名変更等、記載内容に変更があっても、その都度発行はいたしません。新姓が記載された資格情報のお知らせの発行を希望する場合は再交付の申請が必要となります。

【お問い合わせ先】 企画総務グループ 023-629-7225 (音声案内4番)

「定期健康診断結果」の提供にご協力をお願いします

事業主の皆さまは、労働安全衛生法に基づき、従業員に対して、定期健康診断(事業者健診)を実施しなければならないとされていますが、定期健康診断の実施だけで終わっていませんか？

「生活習慣病予防健診」を利用されない場合は、事業者健診結果データをご提供ください。

提供方法については、右記二次元コードをご覧ください。

詳しくはこちらをご覧ください▶



事業者健診結果データを提供するメリット

特定保健指導

保健師・管理栄養士による、メタボリックシンドロームの状態を改善するための健康サポート(特定保健指導)が無料で受けられます。

保険料率上昇の抑制

インセンティブ制度の評価指標の一つである「特定健診等の実施率」に反映され、保険料率上昇の抑制につながります。

健診結果の閲覧

マイナ保険証をお持ちの方は、マイナポータル上で健診結果を閲覧できるようになります。また、ご本人さまの同意のもとに、医療機関での診療や薬局での処方に活用することも可能になります。

Q 健診結果を提供しても問題ないのでしょうか？

A 事業主さまが協会けんぽに対して健診結果をご提供いただくことは、「高齢者の医療の確保に関する法律」において提供しなければならないと規定されており、事業主さまが責任を問われることはありません。



【お問い合わせ先】 保健グループ 023-629-7225 (音声案内2番)



全国健康保険協会 山形支部
協会けんぽ

令和6年12月末をもって協会けんぽ申請用紙の年金事務所への設置を終了します

これまで協会けんぽでは、加入者さまの利便性を図る観点から、年金事務所における出張窓口の閉鎖後も、年金事務所に申請用紙を設置していたところです。

このたび、年金事務所における申請用紙管理の事務負担と加入者さまのご利用頻度を勘案した結果、令和6年12月末をもって申請用紙の設置を終了することになりました。

同様に、各商工会議所、商工会窓口における設置も原則終了とさせていただきます。

加入者さまにとってはご不便をおかけしますが、今後は、協会けんぽホームページの申請書ダウンロード画面から、申請用紙を取得いただきますよう、お願い申し上げます。

また、郵送を希望される場合には、下記までご連絡ください。

申請書ダウンロードはこちらから▶



【お問い合わせ先】 業務グループ 023-629-7225 (音声案内1番)

～事業主・労務管理者さま向け～

令和6年度 健康経営(未病)セミナーのご案内

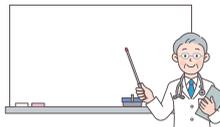
協会けんぽでは、事業所さまにおける「健康経営」推進の一環として、疾病予防のための事業所が行うべき具体的な取組について、医師より専門的な見地からアドバイスをいただくセミナーを開催いたします。

事業主・労務管理者さまにおかれましては、「健康経営」の推進に向け、ぜひセミナーにご参加ください。

なお、今年度は1会場のみでの開催となるため、会場・オンライン視聴ともに早期での定員締切が予想されます。事業所での「未病改善」対策をご検討の際は、お早めにお申し込み下さい。

日時・会場

令和6年11月19日(火) 14:00～16:00(開場13:30)
パレスグランデール(山形市)+Webオンライン(Zoom)



詳しくはこちらをご覧ください▶



【お問い合わせ先】 企画総務グループ 023-629-7225 (音声案内4番)



健康コラム



一般社団法人 山形県医師会

肥満糖尿病患者には新しい薬があります

私が医師になった40年以上前には肥満症の糖尿病患者は多くはありませんでしたが、現在は多くなってきています。肥満症はBMI(Body Mass Index)が25以上で診断されます。肥満症の治療の基本は糖尿病と同様に食事療法と運動療法になります。減量目標はBMI35未満では現在の体重の3%、BMI35以上では5～10%となります。しかしながら、減量に結びつく食事や運動を自ら考え実践することは困難です。理由は6ヶ月間以上継続できないと習慣にならず、減量できたという成果がないと途中で投げ出してしまいがちだからです。人間の本能は体重減少を生命の危機と感じるので、食欲中枢を刺激してしまい、食事療法を中断させてしまうからです。糖尿病薬には肥満症に効果があるものがあります。尿中にブドウ糖を排泄させるSGLT2阻害薬やGLP-1受容体作動薬(飲み薬・注射薬)です。週1回の注射薬のGLP-1受容体作動薬のなかには糖尿病がなくとも高度肥満症患者に使える薬があり、効果は注目されていますが、処方できるのは専門医や栄養士のいる総合病院のような医療機関に限られているのが残念です。

<参考> BMI=体重 kg/(身長 m)² BMI: 25～35 肥満、35以上 高度肥満

山形県医師会 会長 間中英夫



11月14日は世界糖尿病デー(world diabetes day)です。
文翔館や上山城などが、シンボルカラーのブルーにライトアップされます。

【お問い合わせ先】 企画総務グループ 023-629-7225 (音声案内4番)

協会けんぽ山形支部からのお知らせ 2024.10月号